

第二十八回国会 参議院 大蔵委員会 會議録 第四号

昭和三十三年二月十八日(火曜日)午後一時四十二分開会

委員の異動

二月十四日委員田中茂穂君、苦米地義三君、苦米地英俊君及び江田三郎君辞任につき、その補欠として宮澤喜一君、伊能繁次郎君、塩見俊二君及び小林孝平君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 河野 謙三君
理事 木内 四郎君
西川 甚五郎君
小笠原 三男君
平林 剛君
天坊 裕彦君

委員

木暮武太夫君
左藤 義詮君
塩見 俊二君
土田 国太郎君
増原 恵吉君
宮澤 喜一君
山本 米治君
大矢 正君
栗山 良夫君
野濤 勝君
杉山 昌作君
前田 久吉君

政府委員

大蔵政務次官 白井 勇君
国税庁長官 北島 武雄君
国税庁次長 原 三郎君

事務局側

常任委員 木村常次郎君
会専門員

説明員 国税庁直税部長 金子 一平君

本日の會議に付した案件

○関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○租稅特別措置法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○租稅及び金融等に関する調査(租稅行政に関する件)

○委員長(河野謙三君) これより委員會を開きます。

議事に先きだち、委員の異動について御報告いたします。

二月十四日付をもって、委員田中茂穂君、苦米地義三君、苦米地英俊君、江田三郎君が辞任され、その補欠として宮澤喜一君、伊能繁次郎君、塩見俊二君、小林孝平君が委員として選任されました。

○委員長(河野謙三君) 本日は、まず、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案

經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案
租稅特別措置法の一部を改正する法律案

以上いずれも予備審査の三案を便宜一括議題として政府より提案理由の説明を聴取いたします。

○政府委員(白井勇君) ただいま議題となりました関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案外二法案につきまして、提案の理由を御説明申し上げます。

まず、関稅定率法の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につきま

して申し上げます。この法律案は、最近の經濟事情等に顧み、昭和二十九年に制定されました関稅定率法の一部を改正する法律の附則を改正し、本年三月三十一日で期限が到来する関稅の暫定的減免制度について、その期間をさらに一年間延長しようとするものであります。

以下、改正の内容を簡単に御説明申し上げます。

まず、重要機械類につきましては、わが国で必要としている機械のうち困難のものも相当あり、企業近代化合理化を関稅政策の上からもなお助長する必要なしとしませんので、免稅措置をさらに一年間継続することとしております。

学童給食用の乾燥脱脂ミルク、原子力研究用物品、法律の別表甲号の小麦、A重油、四エチル鉛、航空機等の物品並びに別表乙号の原油、B・C重油、カーボンブラック等の物品につきましても、なおしばらく従来どおりの減免稅を継続することが必要であると

考えられますので、さらに一年間その減免の期間を延長することとしております。

次に、經濟基盤強化のための資金及び特別の法人の基金に関する法律案について申し上げます。

昭和三十一年度の一般会計の決算上の新規剰余金は、一千一億円の多額に上り、これから困債償還等の法定財源に充当される額を控除いたしました残額は四百三十六億三千万円になるのであります。他面、昭和三十三年度におけるわが国の經濟運営の基本的態度といたしましては、輸出の伸長に対してあらゆる努力を集中すべきことが要請され、このため、昭和三十三年度において財政が国内經濟に過度の刺激を与えないよう堅実な基調を堅持することがぜひ必要であると考えられます。従

いまして、以上の剰余金を昭和三十三年度において一般の歳出財源に充てることなく、しかも、今後におけるわが国の經濟基盤の強化に資することを目的として、この剰余金に相当する額のうち二百二十一億三千万円をもって一般会計に所屬する資金として經濟基盤強化資金を設け、将来におけるわが国の經濟基盤の強化に必要な経費の財源の一部を確保することといたします。

ともに、二百十五億円を農林漁業金融公庫ほか四法人に對して、それぞれ特別の基金に充てるため出資をすることといたし、これらの資金及び基金の適正な管理、運用をはかることとす

るため、ここにこの法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の概要について申し上げます。

まず第一に、經濟基盤強化資金について申し上げますと、さきに申し上げました通り、将来におけるわが国の經濟基盤強化のために必要な経費の一部に充てるために、政府は、昭和三十三年度一般会計から二百二十一億三千万円を支出し、一般会計に所屬する資金として經濟基盤強化資金を設けることといたしてあります。この資金は、将来における道路の整備、港湾の整備、科学技術の振興、異常災害の復旧又は産業投資特別会計への繰り入れに要する経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところに従って使用できることといたしてあります。

なお、この資金は、使用されるまでは資金運用部に預託することとし、預託によつて生じた利子は資金に編入することといたしてあります。

第二に、さきに申し上げました五法人の基金について申し上げます。

政府は、昭和三十三年度一般会計から、農林漁業金融公庫に對し六十五億円、中小企業信用保險公庫に對し同じく六十五億円、日本輸出入銀行に對し五十億円、日本労働協会对し十五億円、日本労働協会对し十五億円を、それぞれ出資することといたしてあります。この出資を受けた金額は、農林漁業金融公庫におきましては、國の補助の対象とならない農地の改良及

び造成にかかる事業に対する貸付についで、利子の軽減に充てる財源を得させるための非補助小団地等土地改良事業助成基金に充てさせることとし、中小企業信用保険公庫におきましては、同公庫の保険事業の損益計算上損失を生じた場合においてその損失を埋めるための保険準備基金に充てさせることとし、日本輸出入銀行におきましては、東南アジア開発協力のための国際的機構に対する出資及び当該機構が設置されるまでの間に将来当該機構の出資に振りかえることができる性質の国際的協力による投資の財源に充てるための東南アジア開発協力基金に充てさせることとし、また、日本貿易振興会及び日本労働協会におきましては、それぞれその事業の運営に必要な経費をまかなう財源を得るための基金に充てさせることとしたしております。

これら五つの基金に属する現金は、日本輸出入銀行が東南アジア開発協力のための出資及び投資に運用する場合の金額と、五法人が年度内の資金繰りのために繰りかえ使用中の金額を除くほか、これを資金運用部に預託して管理しなければならぬこととし、また、これらの五つの基金は、農林漁業金融公庫が、その運用益から基金に組み入れた額を限度として貸付利子の軽減のために使用する場合と、中小企業信用保険公庫が保険事業の損失補てんに充てる場合のほかは、これをとりくずすことができないこととしたことととも、その他各基金の適正な管理を行うため必要な規定を設けることとしたしております。

最後に、租税特別措置法の一部を改正する法律案について申し上げます。

政府は、昭和三十三年度税制改正の一環としてすでに所得税法等の一部を改正する法律案等関係法律案を提出して御審議を願っているものであります。が、さらに当面要請される貯蓄の増強及び科学技術の振興に資する等のため所要の改正を行うこととして、ここに租税特別措置法の一部を改正する法律案を提出した次第であります。

以下この法律案についてその大要を申し上げます。

第一は、貯蓄の増強に資するための臨時措置として、新たに貯蓄控除制度を創設したことであります。これは、昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に特定の長期貯蓄を行なった個人の昭和三十三年分及び三十四年分の所得税について、年間貯蓄額の三割相当額、最高六千円をそれぞれの年分の所得税額から控除することとし、かつ、その控除額が控除することとしようとするものであります。この貯蓄控除の対象となる貯蓄の種類は、預貯金、合同運用信託、公社債、証券投資信託、株式及び生命保険債、証券投資信託、株式及び生命保険債、その貯蓄の形態は、継続的な長期貯蓄の風習を奨励し、かつ、既存の貯蓄からこの貯蓄に振りかえて貯蓄控除の適用を受けるような弊害を防止する見地から原則として六月以上毎月一定額の積み立てを行うものであること及びその平均預入期間が二年以上のものであることを条件としたしております。

第二は、科学技術の振興に資するための特別償却制度の拡充であります。すなわち、まず試験研究の実施を奨励

するため、現行の試験研究用機械設備等の特別償却制度を拡充し、現行の三年均等償却の方法を改めてその三年間の償却額に傾斜をつけ、初年度にその取得価額の二分の一の償却ができることとする。また、重要な新技術の企業化を促進するため、新たに新技術企業化用機械設備等の特別償却制度を設け、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、重要な新技術を企業化するための機械設備等取得して企業化の用に供したときは、初年度にその取得価額の二分の一の特別償却をすることができるといたしました。

第三は、輸出振興に資するための輸出所得控除制度の改正等であり、すなわち、輸出所得控除制度については、前国会において割増控除制度を設け、その拡充を図ったのであります。が、今国会においても、輸出振興の重要性にかえり、同制度についてさら

第四は、住宅建設の重要性に顧み、現行の住宅建設促進のための特別措置の適用限度を延長したことであり、すなわち、新築貸家住宅に対する

特別償却制度及び新築住宅に関する登録税の軽減及び非課税措置についてそれぞれ適用期限を昭和三十七年三月三十一日まで延長することとしたしております。

以上のほか、開墾地等の農業所得及び土地改良事業施行地の後作所得に対する所得税の免税制度、協同事業用機械等の三年間五割増特別償却制度、外航船舶に関する登録税の軽減措置及び航空機の乗客に対する通行税の軽減措置について、これらの特別措置がなお必要と認められる期間その適用期限を延長するとともに、重油ボイラーの改造費の特別償却制度については、存続理由が認められなくなったのでその適用期限の延長を行わないものとし、その他所要の規定の整備をはかることとしたしております。

以上、この三法律案につきまして提案の理由とその大要を申し上げます。が、何とぞ御審議のうえ、すみやかに御賛成下さるようお願いいたします次第であります。

○委員長(河野謙三君) たいだいま説明を聴取いたしました各案の補足説明及び質疑は後日に譲ることいたしました。

○委員長(河野謙三君) この際租税及び金融等に関する調査を議題とし、租税行政に関する件について質疑を行います。

今政府から政府委員として国税庁の長官並びに官房長の出席を求めておりますが、衆議院の委員会に出ておりまして、たいだいま向うの委員会が済んで間もなくここに参るといふことでございますから、このまましばらくお待ちを願います。

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(河野謙三君) 速記をつけて下さい。

たいだいま北高国税庁長官が見えませんでした。質疑のある方は順次御発言を願います。

○平林剛君 国税庁の長官に若干お尋ねいたしたいことは、日本経済新聞にも掲載されておりますが、二月十二日に大阪国税局の岡田某が警察によって逮捕されたという事件がございます。新聞の報ずるところによりますと、まだ明確を欠いておりますけれども、徴税行政に対する疑問、あるいは逮捕理由に対する疑問が生じて参りましたので、この点についてあなたの方の見解を聞きたいと思っております。この逮捕事件についてのこまかいことについては、何か警察当局からあなたの方に御連絡があったかどうか、これが一つ。それからこの逮捕の理由は、新聞紙の報ずるところによると、所得額査定基準となる効率率と、標準率表を外部に示したことが秘密漏洩という行為であると伝えられておりますけれども、これは警察当局が偶然発見したのか、あるいは追隨行為をして暴露したかという疑問もありませんけれども、国民の側から見れば、一体この所得額査定基準となる効率率とか標準率表というのは一体何か。一般の国民は所得税法その他の税法で規定をされたものによって徴税をされておると信じておりましたのに、どうも国税当局では効率率とか標準率表というものを保持して、それで全般的な徴税行政をやっておるのではないだろうか、こう

速記をとめて。
〔速記中止〕
○委員長(河野謙三君) 速記をつけて下さい。

たいだいま北高国税庁長官が見えませんでした。質疑のある方は順次御発言を願います。

○平林剛君 国税庁の長官に若干お尋ねいたしたいことは、日本経済新聞にも掲載されておりますが、二月十二日に大阪国税局の岡田某が警察によって逮捕されたという事件がございます。新聞の報ずるところによりますと、まだ明確を欠いておりますけれども、徴税行政に対する疑問、あるいは逮捕理由に対する疑問が生じて参りましたので、この点についてあなたの方の見解を聞きたいと思っております。この逮捕事件についてのこまかいことについては、何か警察当局からあなたの方に御連絡があったかどうか、これが一つ。それからこの逮捕の理由は、新聞紙の報ずるところによると、所得額査定基準となる効率率と、標準率表を外部に示したことが秘密漏洩という行為であると伝えられておりますけれども、これは警察当局が偶然発見したのか、あるいは追隨行為をして暴露したかという疑問もありませんけれども、国民の側から見れば、一体この所得額査定基準となる効率率とか標準率表というのは一体何か。一般の国民は所得税法その他の税法で規定をされたものによって徴税をされておると信じておりましたのに、どうも国税当局では効率率とか標準率表というものを保持して、それで全般的な徴税行政をやっておるのではないだろうか、こう

いう疑問を感ぜざるを得ないのであります。そこで一体この効率表とか標準率表は何だ、秘密にしていなくてわれわれ国民の代表にも提示してもらいたい。少くともどんなものか説明してもらいたい。こういふ二つの点について明らかにしてもらいたいと思つております。

○政府委員(北島武雄君) 去る二月十二日の午後十一時ごろ堺税務署の直税課勤務岡田事務官が大阪府警察本部の手によりまして、国家公務員法第百条第一項、第百九条第十二項の違反容疑として逮捕せられたのは、これは事実でございます。この内容につきまして、まだ詳細つまびらかでございませぬけれども、いわゆる民主商工会の大阪府下の連合会でございますけれども、大阪商工団体連合会の三國事務局長に岡田事務官が税務行政上の秘密文書を交付したという容疑のようでありまして、なお、このうち十三日未明を期しまして、大阪府警察本部から岡田事務官のほか、堺税務署、それから大阪商工団体、連合会事務所とを捜索いたしましたして、証拠書類を押取されたのでございまして、岡田事務官から三國事務局長に渡された文書の中には、少くとも昭和三十三年度分営業、庶業所得税標準率表が含まれていたということが確認されたのでございまして。

そこで、第三段の御質問でございまして、所得標準率とはどういふものか。あるいはまた効率はどういふものかにつきまして、まず内容を御説明申し上げたいと思つております。

標準率と申しますと、その事業者の所得を計算する場合に、年間売り上げに対して、通常所得がどのくらいある

るかというのを業種目別に調べまして作成いたしました比率でございまして、効率は、同じく事業の所得計算に際しまして、たとえば従事員の数とか、在庫品のあり方とか、あるいは設備の員数等、外形標準が売り上げに一定の相関関係を持つような業種目につきまして、これらの外形標準の単一位当りの年間売上高を示す比率でございまして、これらの比率は、毎年税務署におきまして相当たくさん抽出された納税者によつて帳簿に基づき、実地に調査いたしましたして、実績を基礎としてその平均値を出されております。

申すまでもなく所得の調査は、原則として、個々の納税者につきまして本人の記帳に基づき調査を行なつております。たとえば青色申告者のように収支にわたつて詳細に記帳されておられるものにつきましては、このような比率を使用するの必要はないわけでございます。納税者が記帳していない場合や、あるいはまた記帳にはなはだしく信憑性がないという場合には、財産の増減とか、あるいは生計費支出の状況、あるいは同業種とのつり合い等、具体的事情を勘案いたしまして、売上高や所得金額を推計することになるわけでございますが、その際、同業種の平均値を示す、いわゆる効率は、標準率を所得推計の重要な資料として昔から使用いたしておりました。すなわちかりに売上高の記帳がないという場合には、効率によつて売上高を推計する。それからまた売上高の記帳はあるが、必要経費の記帳がないという場合には、売上高にいわゆる標準率を乗じまして得た所得金額を推計する。あるいはまた帳簿が全然ないという場合や、帳簿があ

りまして、客観的に見て帳簿に信憑性のないという場合には、双方の比率によりまして売上高、所得金額を推計いたします。しかしこれらの、いわゆる効率や、所得標準率の使用に当りましては、もちろん帳簿をつけておられる青色申告者が、いわゆる白色申告者につきましては、具体的な適用については慎重にいたすべきことはもちろんでございます。一応の平均値でございまして、これによつて所得を押しつけるというより、なことはできるだけいたさない。ただ、もちろんいろいろな客観的な事実を調査をいたしました平均値は、これは所得推計の重要な資料であることはもちろんであると存じますが、これを強制的に使用するということではできるだけ避けておるわけでございます。

りまして、客観的に見て帳簿に信憑性のないという場合には、双方の比率によりまして売上高、所得金額を推計いたします。しかしこれらの、いわゆる効率や、所得標準率の使用に当りましては、もちろん帳簿をつけておられる青色申告者が、いわゆる白色申告者につきましては、具体的な適用については慎重にいたすべきことはもちろんでございます。一応の平均値でございまして、これによつて所得を押しつけるというより、なことはできるだけいたさない。ただ、もちろんいろいろな客観的な事実を調査をいたしました平均値は、これは所得推計の重要な資料であることはもちろんであると存じますが、これを強制的に使用するということではできるだけ避けておるわけでございます。

そこで、こういう効率なり、標準率をなぜ外部に発表しないかという問題でございます。この点は、昔から実は税務行政で扱つていたので、ほんとうは納税者の方々は、ほんとうに全部のものが正しい記帳をされ、税法にのつた正しい税の申告をしていただければ標準率、効率はもちろん必要ございません。この場合は、税務署すら、場合によつてはほとんどなくても済むのでございまして、おそらく申告されたいをうけておられるだけであらう。現在のわが国の段階におきましては、これを公表いたしましたして、たとえば実際の売上高がいわゆる効率によつて算定される推定売上高を上回るような場合、あるいはまた実際の所得金額が標準率によつて算定されま

す。所得標準率と申しますと、その事業者の所得を計算する場合に、年間売り上げに対して、通常所得がどのくらいある

しに合わなければ、なかなかあなたの方では是認をしないという建前になっている。むしろ公表して、これこれの歩合で徴税をするのだという、明らかにする方法の方が、これはやはり納得した納税習慣というものが出てくる方向に行くのじゃないだろうか。私はそれはあべこべだと思つておられるけれども、大体どういふものがあるというところは、大体その他の新聞にも報せられておつて、公然の秘密にもなつておる。むしろこの際は積極的に公表をして、税務署はこういう形でやつておられるのだとすべきじゃないですか。それからあなたは今標準率をきめておられるのだから、それを上回るときに脱税がどうのこうのと語りけれども、むしろ今の徴税行政を見ていくというところ、それに合わぬものはほとんどつり上げていくような方によつて使われておられるのじゃないですか。そうなる国民は、何のために国民の代表が国会で税法を審議してくれているのか少しもわからない。あなたの説明はあべこべの方の説明をしている場合が多いように思つておられるけれども、もう一度一つ見解を聞かしてもらいたい。

青色申告者は申告納税者の約半数に過ぎず、その他はほとんどいわゆる白色申告者でございまして、帳簿記帳なども備わってないというふうな状況でございまして、所得者間の各種の推衡を保ち、正しい負担に応じた業者間のつり合いを保った課税をいたすためには、一つのやはり目じるし、手引が必要でございまして。しかしこれはあくまでも税務調査の一つの資料でございまして、何軒か調査いたしました、いろいろ個々の事情の違う方々のいわば平均値でございまして、これを一般的にこうしなさいというのには適当でないわけでございます。あくまでもやっぱり個々の方の事情に基いて、そして御自分が正しい申告をしていただくことが、やっぱり申告納税制度の本来であらうと思ひます。公表してはどうかという御意見は承わりますけれども、現段階におきましては、これを公表することは適当でない、こゝろにように考へております。

○平林剛君 私の承知しておるところでは、毎日新聞の掲載記事で、昔税金という欄がございまして、あの中には新聞紙を通じて、この効率表とか標準率表の内容については詳しく報道されておる。大がいの税理士はこんなものは持つておる。そして一般の納税者の相談役にはこれを参考にしていろいろ世話をしておるといふ実情も私はよく承知しておる。言わばこれはもう巷間に流れておるものであって、今日の段階では秘密にしておくべきものじゃないか、むしろ公平を期して、地域的な差とが業種間のバランスをとるといふ意味でも公表して、国民がこゝろにやっておりますのだというこ

とを承知して申告をするということならばよいけれども、今日のように自主申告制度が立つておるときに、なおこれを秘密資料だといつて持つておると自体が、私はどうも納得ができないのですが、新聞に発表されておることや、あるいは多くの税理士が持つておるといふことをどういふふうにお考へになりますか。

○政府委員(北島武雄君) そのような行政の秘密が漏れることに問題があるのであります。私どもは部内において、そのような秘密が漏れることのないように厳に注意しておるのであります。漏れたのだから、あとこれを公表せよといふことはいかげんかであるかと思ひます。ことに小売商など毎年変わる、毎年その年の調査によりまして、事情に応じて作成せられるものがございます。すでに一ぺん漏れたからといって、それを翌年も適用するといふものではないと思ひます。その年々のものではないと思ひます。

○平林剛君 秘密が非常に漏れるというが、国民の側から言へば、あなたとあべこべな立場になるのです。国民としては、やはり税金を納めるときは、議會で論議をされた税法によつて徴税をされるのです。それはまた別に秘密のものがあつて、それではかられるとどういふことでは、これは国民は心配でしよるが、特に私はあなたにお伺ひしたいのは、去年の議會でお知らせ制度というのが議論されました。納税申告時代においてはこのお知らせ制度といふのが、どうしても官庁で考へたものをこれを国民に押しつけるということになつて、非常な弊害があるから、助かる国民もあるのではないかと

知識のない人たちにとつては。しかし、一般的に見ると、こゝろにやることが税務署の考へを納税者に押しつけることだといつて非難されて廃止になつた。そして、それで前の国税庁長官もこれを廃止するといふことの約束をしてそれを実行に移された。ところが、最近はお知らせ制度こそなくなつたけれども、これは別に見直し期間を設けて、いろいろ申告を出してきうといふふうな一つの期間を設けて、実際は骨抜きになつてしまふ。

もう一つは、私はこれは日本経済新聞で読んだのでありますけれども、誓約書を出させるというじゃありませんか。つまり、税務署の職員がその業種別の団体に行きまして、そしていろいろのことし納税の話をすると、お前のところは大体これだけの納税額が必要なんだといふことである。いろいろ指導するといふか、いい言葉で言へば指導であるが、悪い言葉で言へばこれは税務署の方が、お前のところはこれだけだと言つて無理な押しつけをするということになる。そのときに使うのが今言つた効率表や標準率表です。これは確かに所得を隠しておる人にとつては、ある程度平均的なものになつていくといふことで、国民に納税をさせるという面では公平かもしれないけれども、大多数においてははよけない、その資料によつて押しつけられるといふこともある。い

わんやそのときに、大体あなたはこれだけだよという納税額の誓約書をとつてくるというじゃありませんか、税務署の職員は、これは誓約書と書いてあるかどうか知りませんよ。しかし大体これこれの額を今度納めますといふ誓約書に判を押して、税務署に持つて行く。職員はその課長なり係長にそれを見せる。その場合に、もし持つてきたものがこの標準率表や効率率表に満たないければ、これはもう一回やり直してこいといつて差し戻される。いわば税務署職員のものさしにもなるし、国民の御から言ひたいと、結局われわれはこれだけしかないのだといつても、この標準率に満たないときにはちつとも是認してくれないといふことになつて、結局税務署はこわいから、それを押しつけられることになる。これでは税法もへちまもあつたものじゃない。実際にあなたの方のいまのものさしではかられることになるのだから、やはり国民としては、これはこの際秘密にすべきものじゃない、公表すべきものだといふことに当然要望が起きてくるではありませんか。この誓約書といふもの、あるでしよ。新聞に出ていたのはどうですか、それじゃ。

○説明員(金子一平君) ただいまお話しした誓約書といふのは、実は私は全然関知しないのであります。どういふものかお示しをいただければ非常に仕合せに存じます。元來申告をしていただく場合に、誓約書を事前にとつて申告をしてもらうといふよりなことは、ちよつと想像ができないことじゃないかといふふうにお考へております。

それから、お知らせを廃止しても一向同じじゃないか、よくなるかぬじゃないか、見直し期間を設けて何事だといふ御意見のようであります。申告があればそれでよろしいといふ筋合いのものじゃございせんので、やはり私たちがの方としては、実際に調査をする、ことに先ほどお話しした標準率なり効率

から見て、まあこの程度ならよからうとか、あるいはこれはどうもおかしいといふことで、修正申告の態様をするといふふうなことはいたさざるを得ないかと思ひます。あるいは、見直し期間という意味は、私はよくわかりませんが、申告が出ればそれでよろしいといふ筋合いのものではないと思ひます。

それからも一つ、税法でせつかく課税所得がきまつているのに、標準率で見直すのはおかしいじゃないかとおっしゃいますけれども、やはり標準率を納税者の方々にお示しして、これで申告して下さいといふ筋合いのものでは本來標準率はないのです。これはやはり納税者の所得が的確かどうかを判断する場合に、今のような標準率で大体の見当をつけるやり方もございましてしよ。あるいは同業者のバランスを見て、これはいかどうかといふ見方もございましてしよ。あるいは生活程度から、申告が妥当だ、こゝろに判断を下す場合もありましてしよ。いろいろな方法を使用するわけですね。その一つのものさしとして、標準率といふものは昔から相当広範囲に使われて参りました。これは事実でございまして、だからといってこれを公けにいたしました、これで申告して下さいといふ筋合いのものでは全然ないと思ひます。

○平林剛君 まあ効率率表、標準率表が戦前あつたといふことは私も承知してあります。しかし、戦後少くとも自主申告制度が立てられたときには、こゝろにやるといふ再検討されなければならぬじゃないかといふ疑問も持つています。

と私には考へます。

と私には考へます。

それは別に、今あなたが誓約書は全然関知しないと、こうおっしゃられましたね。私の言うのは誓約書という言葉にとらわれるのじゃありませんよ。あなたが、私が誓約書と言ったから、誓約書は関知しないという答弁は官僚的答弁になりますから、後日のために申し上げておきますが、私は誓約書のようなものが存置するのじやないか、それを指摘しておるのですよ。あなたは誓約書といったけれども、そういう趣旨のものはないと言ひ切れますか。私の言うのはこういふことです。私が指摘しているのは、お知らせ制度がなくたって後においては、昔のように税務署の方からお知らせが納税者のところに届かない。これはやらぬ。しかしその後は税務署の職員がそれぞれ納税者のところを、自宅を訪問していろいろ話し合ふと、話し合つて、私のところはこれこれだ、いやこゝういふことで大体このくらいあるはずだ、いろいろ議論はそれは徴税上の技術としてあり得るでしょう。指導もするだろうし、あるいはよい方向に向けるように努力をされることもありましよう。あるいは脱税がないように苦心されることもいろいろあるでしょう。いろいろそういう指導をなさつた後に、それでは大体あなたのところは今度の納税期にはこれこれですよ、といつてそれに承認の判を押させてくる。誓約書という言葉が悪いかどうかはわかりませんが、しかしそれに署名をさせて、税務署の職員は帰ってくる、こゝういふことありませんか。私はそれがそのときにそれを誓約書と、こゝう言うわけです。そゝういふことをやっている道具に使われるのがこの効率表と標準率表

ではありませんかと聞いてるわけではあります。○説明員(金子一平君) たいま御指摘の点は、あるいはこゝういふことじやないかと思つてございませうが、事実が違つておりましたらまた答弁を直します。

お知らせ制度を廃止いたしましたして、全然納税者の方ではよるべき手がかりがないといふような場合でございませう。そこで、御承知のように所得の計算、税額の計算は非常に複雑でございます。申告が始まりますと同時な方で、お困りになつておられたようましては、もし今申しましたような所得の計算の方法なり、税額の計算につきまして御不審の点がありましたら御相談に、いつといつは納税相談日としてあけておられますからいらして下さい、こゝういふ手紙を差し上げることにはいたしております。それで向うが、大体私はこれに税金をはいておるんだが、税務署の方でも調査しておられるし、どんなものでしょう、といふ話が出たら、事実その人について実際の調査をやつてる場合には、大体その調査を言つてよろしいといふふうになつております。あるいはそゝういふところから今お話しのような誤解が生じたんじやないかと思ひますが、具体的事実を私は日経でございませうか、産経でございませうか、見ておられますので、ちよつと見当がつきかねますが、以上答弁いたします。

○平林剛君 まあ私がこの点は、あなたは知らないと言われるんだが、たまたもつと詳細に調べて、そして新たに指摘します。私の承知している限りで

は、今の趣旨のものが実際に行われておる。そゝうして税務署の職員はできれば、これは無理だ、——大体今いふ効率表とか標準率は平均をとつておるわけですから、平均に満たない査定をしてくる場合もあり得るわけですよ、そゝうするに係長や課長は、お前、これこれのものはどうもこの標準に合っていないと、だからこの申告は是認をしないと、専門的な言葉で言へば申告は認率が悪いから、もう一回やつてこい、といつて押し返して、本人一人が三百軒なら三百軒持つておるのに近寄らなければ、それを勤務成績の標準にしておる。従つて税務署の職員は、標準率以下のものであつても、なるべくそれに近づけるようにしなきゃならぬ。逆なことでは、国民はこの標準率表によつて泣かされてるわけですよ。そゝういふ場合もあるじやないかと。それでせつかく税法を作つたやつて、国民の実際の徴税行政はあなた方がやるわけだから、税法以上のものによつて困るような事態が多くはないか。特に政府の方でいろいろ財源が必要なきに徴税を強化するといふこともありましよう。きよ私に指摘したこの逮捕事件も、私は同様に見ておるんですよ。大して秘密なものでもないんだと。すでに新聞やその他に報道せられておつて、いわば半分公然たるものである。しかしこの際これを逮捕することによつて、国税庁の職員の組合は少し一般の組合より強いものだから、これに一つ攻撃をかけておけば、三月の徴税攻勢もますますいじやないかと。これはまあこゝまでいれませんが、そんなような意

味もありはしないかなという感じもしたわけだ。しかし、そんなことよりも、税法によらざるかよりのものが実際上存在して、国民の納税のものとしてとされては、国民はたまつたものではないと、私はそれを指摘しているわけですよ。

○大矢正君 関連して。北島さんにお伺ひしたいんですが、かりに税を支払う側の立場の者が税務署の署員に、こゝう内容のものは一体どのくらい課税されるものなのか、あるいはその標準はどの程度と見込まれるのか、といふことを尋ねた場合には、税務署の署員はそれに対して答弁はできないんですか、しないんですか、それともするんですか。

○政府委員(北島武雄君) 従来はそれが、いわゆるお知らせ制度によりまして文書で、あなたの方の昭和三十一年度分所得は私の方の調査ではこれこれになつておられますと、こゝう言つておるわけですよ。今度お知らせ制度の廃止に伴ひまして、積極的に税務署側から、そゝういふあなたの所得はこれこれに考へておられますといふことは積極的に申し上げておられません。しかし、この二月十六日から三月十五日までの確定申告期間におきまして、やはり納税者の申告の御相談に應ずることは私は必要だろ、たとえば所得の計算をどうするか、あるいはまた税額がどうなるかといふことのおからぬ実は納税者の方で相当あるのでございませう。御相談に應ずるために税法の御説明を申し上げるとともに、もし納税者の方から、私の所得は税務署がどう見ているか、といふことのお伺ひがございませう、私の方としては、やはり一応私

どもの調査ではこゝういふふうになつておりますが、こゝういふことは申し上げるつもりでおります。全然申し上げないで五里霧中に迷わせておいて、あとで更正決定といふことはできるだけ避けたい。ただ昔のようにあらかじめ文書でもつてお知らせを強要——いわゆる強要の感を与える。これによつて納税者をしていたずらに税務署が一方的に押しつけるという感じを私は与えるべきではないと、こゝう思つております。

○大矢正君 かりにパン屋さんがパンを製造する場合に、粉一本を使つて幾らのパンができるかといふような、いわば標準の見方といふものが税務署にあるわけでしょう。ですから、そゝういふものを一体大蔵省としては、税務署としてどの程度に見ておるか。これは一つの例ですが、そゝういふことを税務署員に庄屋の主人が尋ねた場合に、それはわれわれには基準といふものがあるけれども、たとえば、粉一袋に対してなんぼといふものはお知らせすることではできませんと拒否するのか、それともその場合に、いやそれはわれわれとしては大体なんぼなんぼに見ておるというこゝうを税務署の署員が言えるんですか、その点。

○政府委員(北島武雄君) たとえば、粉一本からどのくらいパンが出るかといふことは、御自分が実は一番知つておるわけですよ。ですから税務署にお聞きになる必要はないんですよ。従いまして、その効率はどうかといふことは私の方ではお知らせいたしません。一番やつぱり納税者の方が御存じなので、現在の申告納税制度におきましては、先ほど申し上げましたように、自分の所得を正確に計算なつて納税してい

ただこの標準はどうかという事は、私どもの方では一般に申し上げるわけにはいきません。

○大矢正君 それは、私の言うのは、前提として前もって税務署に知らせてくれということじゃないんですよ。それを聞かしてくれということなんです。で、結局まあ今の立場からいけば、そういうものが知らせられないという解釈が出てくるわけですか、税務署の署員に、かりに一袋で幾らのものをとるといふ前提でそれを標準として税額を決定するということについて、税を負担する側の方が幾ら聞いても、それはもう答弁はできないわけですか、絶対。

○政府委員(北島武雄君) たとえば今回の大阪の例で申しますと、大阪国税局長は今年の一月二十二日に、昭和三十三年度分所得業種目別効率率表について、一月十日に昭和三十三年分の営業、庶業所得標準率について通知を出している。これによりますと、大体内容は同じでございますが、その要旨は、「この管理に留意し、いやしくも外部に漏洩することのないよう厳に注意されたい。」云々。また番号等を明確に一連番号を付して、そして渡しておきますので、個々の標準について一般的にこれを知らせるといふことはいたしておりません。

○大矢正君 そうすると、納税者の側としては、かりに君のところの税額は幾ら幾らだという決定の通知が来る。そのことに対して納税義務者としては内容的にそのことを理解することができないので、一体どういふことからこれだけ課税されるのかという質問をし

た場合に、最終的には今の一点まで来たときには、そのことを理解せしめることはできないという結論になるのじゃないかと思ふのですが、どうでしょう。

○説明員(金子一平君) ただいまのお話は更正決定の場合、その説明をどういふふうにしてやるかというお尋ねだろうと思ふますが、申告が全然ない。更正決定を幾ら幾らというところで通知を出した。で、この内容はどうかですかというところで来られた場合には、やはり大体あなたの方の年間所得はこれくらいあったでしょう、収入が、売り上げは大体これくらいで、経費は大体これくらいというところで、こまかい項目をあげて説明することになりましょう。

○大矢正君 私はその際はですよ、その際は粉一斤からパンがどれくらいできると見ておるかどうかという点にも触れましょう。それに対して、いや私のところは、こりう特別の事情があるので、そんなにたくさんはできませんとかいふ話があれば、大体的な情勢からそれが正確なものと認めれば、なるほどこの更正は間違いないこと、それでは直しましょうということになるであらうし、あるいはだんだん話を突き詰めていって、もつと売れているじゃないですか、特別な事情はないでしようということであればそのようになる、かようなことになると思ふのです。

○大矢正君 結局納税者の方としては、かりに五十なら五十できると仮定をして、私の方は五十しかできないのだ、あるいは実績に基いて五十しかできないのだというふうに言ふ。税務署の方はいやそうではない、五十ではき

かない。それなら五十じゃなかったら幾つに見ておるかとか聞かれても答はしないというのですか、そうすると。

か、ものさしの一つとして利用されておるにとどまるのであります。すべてそれで律し切ってしまうという筋合いのものではないというのを申し上げておるわけでありませぬ。

○説明員(金子一平君) その場合には、税務署側に幾らに見ておるといふ説明をする義務があるかと思ふので

○大矢正君 これは私が熟知しておる範囲においては、あなたの言われておるようなことで決して税務行政というものは行われてはいないと思ふます。かりに今パンの例が出ておるからパンの例から見て、私は絶対に五十しかパンは作っていませんと、幾らかりにがんばって見ても、税務署の方々は、いやそうではない、五十ではきかないの

○大矢正君 そうすると、あなたの言ふ解釈からいって、当然最終的にはそこまでいくと説明をしなければならぬ義務があるのでしよ、税務署として。そうするとこれはさかのぼるようだけれども、そこまでいけば秘密事項かあるいは何かからぬけれども、結果としては内容があらさまになるわけじゃないですか、国民の前に。部分的であるには違いないでしよ、全部がわかるわけじゃないでしよ、全部たとえばパン屋の部分はパン屋の部分だ、そば屋の部分はそば屋の部分だといふことで、個別的に内容が明らかに

あからさまにするかどうか知りませんが、これは五十です、はい、そうですかと言つて帰るような税務職員はどこにもいないですよ。これはあなたが議会の中で、われわれの前で答弁されるときにはそういう答弁をされるかもしれませんが、現実的にはそうあからさまではないが、税務行政というものは、五十ではない、いや七十だ八十だ、というものが必ずある。実際はそんなんですよ。そうだとすれば、私はあなたの言われるように、幅が非常にあるなぞというふうに考えるのは大間違いであるし、そんななまやさしい税務行政をやっているなら、毎年々々千億以上の自然増収が入ってきやしませんよ。それはもう徴税強化と相俟つて自然増収がふえておるといふ現実があるのですから、だからそういうことを探つていけば、具体的にこまかく質問をしていけば、それはものさしであつて、何もそれに拘泥しないのだというふうに逃げられ

○説明員(金子一平君) 私の申し上げておりますのは、パン屋ならパン屋、そば屋ならそば屋の粉の使用の仕方が、パンやそばの場合は比較的問題はないかとも思ふますけれども、業種、業態によりまして、経費の使い方、あるいは所得の率というものは相当な種類々違つたものがあろうかと思ふのです。その違つた業種、業態によつて違つたものを一律にこれはこれでよろしいのだと言ふ必要は、税務官庁側としては毛頭ないし、また申告納税の建前から申しまして、そういう行き方はおかしいのであります。標準率なり効率率といふものは、やはり税務官吏側の、税務職員側の一つの目安と申しませう

るし、また反面現実には職場なりあるいは企業なりに入つていけば、そうでない姿が出てくる。あなたの言われておることは、どうも一時のそれがの方便にすぎないような気がしてなりませんね。またあなたに焦点をぼかされてしまうと困るから、逆戻りして、なるだけ焦点をぼかされないようにしてお尋ねしたいのですが、かりにさつきから申しておる通りに、所々でそういうふうにして標準率なり効率率というものが出てくるとすれば、幾らこれは大蔵省が隠しておつてもせぬかたない話でありませう。たとえば新聞紙上に出たり、あるいは本になつて現われるような標準率なり効率率というものは、これは大蔵省から盗んできて発表をしたりしておるものではない。これは現実徴税しておる人間から一つ一つ吸い上げて、これにはこれだけの標準率を見ておる、これにはこれだけの効率率を見ておるといふ、こりう内容から新聞やあるいは本では具体的に大蔵省の標準の見込みはこうだといふことを言つておるのですから、ですから、そういう立場からいけば、今かりに税務署の署員の一人がそういうものをあからさまにしたからといって、それが公務員法に触れて検束や逮捕をされなければならぬ状態のものでは私はないのじやないかといふふうに基本的に考えざるを得ないわけですが、どうですか。話をぼかすかさないで、一つ焦点をつかんで御答弁願ひたい。

○政府委員(北島武雄君) これは刑事事件については私所管外であつてよくわかりませんが、東京高等裁判所のいわゆるラストボロフ事件の判決によりますれば、こりうことを言つてお

るし、また反面現実には職場なりあるいは企業なりに入つていけば、そうでない姿が出てくる。あなたの言われておることは、どうも一時のそれがの方便にすぎないような気がしてなりませんね。またあなたに焦点をぼかされてしまうと困るから、逆戻りして、なるだけ焦点をぼかされないようにしてお尋ねしたいのですが、かりにさつきから申しておる通りに、所々でそういうふうにして標準率なり効率率というものが出てくるとすれば、幾らこれは大蔵省が隠しておつてもせぬかたない話でありませう。たとえば新聞紙上に出たり、あるいは本になつて現われるような標準率なり効率率というものは、これは大蔵省から盗んできて発表をしたりしておるものではない。これは現実徴税しておる人間から一つ一つ吸い上げて、これにはこれだけの標準率を見ておる、これにはこれだけの効率率を見ておるといふ、こりう内容から新聞やあるいは本では具体的に大蔵省の標準の見込みはこうだといふことを言つておるのですから、ですから、そういう立場からいけば、今かりに税務署の署員の一人がそういうものをあからさまにしたからといって、それが公務員法に触れて検束や逮捕をされなければならぬ状態のものでは私はないのじやないかといふふうに基本的に考えざるを得ないわけですが、どうですか。話をぼかすかさないで、一つ焦点をつかんで御答弁願ひたい。

○政府委員(北島武雄君) これは刑事事件については私所管外であつてよくわかりませんが、東京高等裁判所のいわゆるラストボロフ事件の判決によりますれば、こりうことを言つてお

ます。『国家公務員法第百条第一項に
いわれる「秘密」とは、所謂実質的秘
密に属する事項ばかりでなく、国家が一
般に知られることを禁ずる旨を明示し
た事項を指称するものと解すべく、国
家公務員である職員に対し、その職務
上の関係において配付された特定の文
書に、いわゆる秘扱の表示が附してあ
る場合には、その受配布公務員におい
て当該文書の内容を一般に知らせるこ
とを禁ずる旨を国家機関が明示したも
のと認めるのが相当である。』、こうい
うふうに一言言っておりますが、私は
よくわかりません。しかし今回の場合
は、一応そうふうに大阪国税局長は最
初からもさうでございまして、こう
いうものを一般に公開してはならぬ
と、こういうふうに秘密扱いにしてお
ります。それからその実質におきま
しては、私も現段階においてこれを
公開するのは適當ではないと考えて
おるわけでございまして。

それからなお、標準率と効率の適用
に当りまして、やはりこれは第一線で
非常に注意しなければならぬことは
私も痛感いたします。単なるものさし
ではございまして、これはものさし
をしゃくし定木に振り回すといふこと
はよくないわけでございまして、その人
の具体的事情によりましていろいろ違
いはございまして。もともと効率のある
もの、標準率のあるもの、いわゆる平
均率は何件か調査した平均でありまし
て、平均という以上はその上であり、そ
の下ありという、具体的事情によって
違ふわけでありまして、個々の具体的
事情によって違ふのは、私も常々そ
ういふ指導をしておるのでございま
す。ままたま往々にして今お話のよう

ともありますことは、私どもとしては
遺憾に存じます。

○大矢正君 あなたはラストボロフな
んでいふとんでもない大きなものを
持つてきて、それでそういう言葉を
言っちゃ悪いが、たかが一税務署員の
立場というものと比較されているよう
ですが、これは大きな間違いがある
と思えます。かりに岸さんが唱えてお
る防諜法であるとか、機密保護法であ
るとかいろいろの考え方というものは、
そういうところにあるのではない
かと思ふのです。それはそれに携わる
公務員以外にはそのことを知ることが
できない、だからあくまで機密なん
だ、こういう立場が私はあると思ひ
ます。ところが今問題になっている
いわゆる税務署員というものは、彼以外
にその内容を知らないかといへば、そ
うではないのです。そうして、大蔵
省の多くの中の人々もよく知つてい
るし、単にそればかりでなく、大蔵省以外
の人も知つていふ人は現実にあるじや
ありませんか。新聞にも出るし、本に
も出ています。しかしそれは当然漏れる
べくして漏れるのです。さつきも直
税部長も言つていふじやありません
か。具体的に指摘していふと、一つの
企業体で内容を指摘していけば、やは
り大蔵省が考へている効率とかある
は内容というものはこういふものだ
といふことを、明らかにしなければなら
ないのだといふことを言つていふじや
ありませんか。ますれば、これはその
当事者である一人の内容、一人の秘密
に属するものではなくして、いずれか
はある場合において必ずこれは国民の
熟知になるものであつて、今さらこれ
をラストボロフと関係させて、これは

極端な言いようをするよりであります
けれども、いふならば機密保持上、非
常に支障があるといふよりなことでは
ありませんか。これはもう慎重をもつて
鳴るところの国税庁長官の御答弁にし
ては、どうも私はただけなさいです
が、いかがですか。

○政府委員(北島武雄君) あるいは私
の申し上げ方が悪かつたかと存じます
が、これは法律上の解釈で私どもよく
わかりませんが、私どもとしまして
は、これは自主的に外部に公開すべき
ものではない、一般的に公開すべき
ものではない、そしてかつ国税局長が
これを漏らしてはならぬといふことを
言つておるわけです。表に出てい
る議論は、私は必ずしもならぬと思
ひます。ことに効率、標準率と
いふものは毎年々々新しいもので、毎
年毎年経済情勢に応じて所得の内容、
標準率が違つておるのであります。昨
年漏れたからことし漏らしてもいいとい
ふことにはならないと思ひます。

○小笠原二三男君 ちょっとお尋ねし
ますが、大阪における岡田何がしとい
うのが国家公務員法違反の容疑で逮捕
され、結果某所の捜査による二つの
表が出た。従つて公務員としての秘密漏
洩の国家公務員法違反の容疑がここ
に出た。こういうことですか。あなた
に聞くのは当を得ないのですが、一般
警察当局はこれが機密である、この二
つの文書が機密であるといふことは、
独自の判断ではわからないことだろ
うか、税当局に対して尋ねるか、ある
いは税当局が部内漏洩の容疑をもつて警
察の方にその捜索を依頼するか、そ

いうようなことがなければ、この種事
犯といふものは表面化しないだろうと
思ふのです。何の事前の連絡も当局
において警察当局との間になつたの
か、あつたのか、この点をお尋ねをし
たい。

○政府委員(北島武雄君) 私も今回の
事件が新聞に出まして、さうそく非常
に気になりました。国税局に調べさせ
たわけでありまして。その結果、今回の事
件で事前に警察に連絡したことはござ
いませぬ。ただ二、三年前から大阪市
内にこの印刷物が出ておるのであり
まして、大阪国税局においてはこれを非
常に関心事としておつたのでありま
し、当局としても未然防止について、
一般的問題として警察の方に常に連
絡しておつたやうであります。

○小笠原二三男君 そうすると、一般
的な問題でもございませぬけれど
も、この二つのものは当局としては秘
密である。従つてこれが外部に漏れる
といふことは不適當であるから、警察
当局におかれても内偵してほしい、こ
ういふ要請があつたわけですね。

○政府委員(北島武雄君) 未然防止に
ついて、かねがね頭を悩ましておつた
やうでありまして、一般的な問題とし
て連絡しておつたといふことでありま
す。

○小笠原二三男君 それからもう一点
お伺いしますが、あなたが東京地方裁
判所ですかの例証をあげて、これは秘
密である、機密であるといふことであ
りますから、聞きよふによつてはそれ
はその通りであらうと思はれますが、
ただ一面あなたの答弁を聞いてい
ると、どうしても一部漏れていふから、
全部を公開するといふことは適當で

ないといふ意味合いの言葉もあるのだ
ですね。適當とか不適當とかいふこと
でなくて、国家公務員法による刑事事
犯になり得べき重要な秘密文書である
といふのですか、それとも秘扱にし
て、外部に漏らすことを適當としない
といふ文書なのですか。といふこと
は、もつと突き詰めて言いますと、国
家公務員法の条項に反するとしても、
その内容、状況によつては様々な処分
の仕方があつて、部内においても免職も
懲戒免もあれば、あるいは戒告とい
ふような問題等もあるでせう。それが
一挙に刑事処分に関わなければならぬ
筋合いのものである、そういうこと
はそれほど重要な、秘匿しなければならぬ
文書ですか、この二つの文書
は。

○政府委員(北島武雄君) これは先ほ
どから申しましたように、私は外部に
公開すべきものではない、秘匿すべき
文書であると考えております。

○小笠原二三男君 それで、この条項
に照らして処断しなければならぬ重
要文書であるといふ御認定ですか。

○政府委員(北島武雄君) 刑事事犯に
なるかどうかは、これは私もよくわ
かりませぬ。ただし内部の機密とい
つたしまして、こういうことは漏らして
は困る事項である、もしかりに漏ら
したとすれば、私どもは服務規律違反
であると、こう考へております。

○小笠原二三男君 でずから服務規律
に違反する行為であるといふことは、か
りにその通りであるとしても、あなたも
また処断し得る権限を持つていふのだ
から、それが刑事事件になるかならぬか
わからぬといふのです、なるものとして
警察当局が捜査をしていふ、あるいはこ

れが送検されれば当然裁判の問題となつて、その決定いかんによつてはあなたの部下は刑事事犯に問われるのである。これ以外にこのものを漏らした者は何人も裁判にかけて処断しなければならぬ筋合いのものというふうにあなたは部下の扱いを長官としてお考えになっておられるのかということをお聞かすので。

○政府委員(北島武雄君) 本件につきましては、まだ検察当局で捜査中でございます。詳細は連絡がございませぬので取り調べ中でございます。私どもはその結果を待つております。その結果、私どもまた新たに検察当局等に連絡して事実を調べたいと思つております。まだ取り調べの過程でございます。

○小笠原二三男君 私のはその取り調べ以前の事を言つてゐる。取り調べ以前のこととして、これが刑事事件に問われなければならぬものとして、検察の捜査を一般的に願つておられるというふうな状態でなく、あるいは検察の方でわかつたにしても、まああることでそれが部内の問題としてこれが処理し得る。従つて、検察の方において送検し裁判上の問題とするということに出不い形をこれは要請するということにはあり得る。この文書が極秘文書であるかないかというこの認定の仕方、同じ秘密すべきものであつても、その重要度によつて、認定の仕方によつて、あなたの内部の処断で済む場合があり得る。その私は考えるから、この文書そのものが客観的に、あるいは部内において漏らした者は何人といふことも、部長であらうが税務署長であらうが、一部でも漏洩した者はもう刑事事

件に問われる。こういう措置をとるのだという筋のものがどうかということをお聞かすので。その状況によつてはさまざまに仕向けてもいい筋合いの文書であるのかどうかということをお聞かす。公開してはいかぬという内部的な規律はできておられることですが、周知して外部に漏洩するとか、悪質な形で漏洩するとかいうようなことのない状況の下に行われる場合もあると思つてゐる。大阪の場合は私は知りませぬ。けれども私は一般論として、そういうあなたのお考えを今聞かすのわけなんです。

○政府委員(北島武雄君) 一般論として申し上げますと、この所得標準率表、効率表を一般的にこれを開示するという事は税務部内としては禁物でございます。秘匿すべき文書、効率表、標準率表は秘匿すべきものでありと思つております。ただ具体的に個々の場合によりそれがどういふ事情によつて表に出たかということになると、個々の具体的な事情がはつきりわからないと行政処分としても処分のしやうがないわけです。一般的に申し上げますと、こういうものを外部の者に手渡すという事は、これは税務部内としては禁物でございます。

○平林剛君 私はね、もうすでに一部に漏れてゐる、一部どころじゃない、新聞紙の報ずるところによつて、それを讀んだ国民は大体知つておられるわけなんです。そういうことになれば、それをいつまで秘蔵しようかということはお聞かす。知つてゐる者も知らない者もあつて不公平。あなたも言つたように、現段

階では公表すべきものではないと、こう言うけれども、やはりそれは時期の問題でもあつて、自主申告の時代においていつまでもこういうものを秘蔵して持つて持つて持つていければならぬかと思つてゐる。そうしてあなたはいかぬものだと、こう言われるけれども、実際はしゃくし定木を振り回してゐるのだ。税務職員は何方あるか、三、四万あるでしょう。しかし私の聞かすところでは、一人で大体三、四百人くらい受け持つてゐるぐらゐの仕事振りで、そうすれば一々こまかく国民納税者の納税のいくような調査もこの人員ではいきかぬ。定員で縛られて無理もあるかもしれぬけれども、結局むやみに振り回していかぬものを頼りにして徴税行政をしなければいかぬという事になります。そうすると、われわれ国民の代表でさえも知らぬものを中心にして徴税行政をやつていふということになると、国民はこれが大へんな恐怖を受ける。そういう意味から行きまして私はこれは秘密を保持しておくべきものか。公表をして、一般に公平な課税のものとしてあるのだ、しかしこれは一つのものさしだといふふうに理解をさせて、今後の徴税をやるべきものじゃないだろうかと思つてゐる。そこで私今の質問と標準率表を議会に提出してもらいたいと思つてゐる。これは税法以外にそういうものがあるという事は私は知らなかつたことだ。私らの委員会にも提出できないようなものをあなた方は単独に持つてゐるのかどうか。国民の代表

が知らないものを、あなた方はそれで徴税のものさしにするとなつたら、私には国民の期待にこたへることができない。委員会に対して提出できますか。

○政府委員(北島武雄君) 先ほどから申上げましたように、所得標準率表、効率表は部内における一つのものさしでございますから、これを公表することは非常な弊害を伴うことと私どもは考えております。それで一つ提出は御勘弁願ひたいと思つてゐます。

○平林剛君 国民の代表たる議員にも知らせることができないものであなた方は徴税をやるのですか。

○小笠原二三男君 議事進行について。長官は議員がいろいろ資料を提出せよといつたのに、あなたは内部的には秘密を保持すべきものだと思つておつても、あなたは提出できないといふことを言える権限はないはずだ。あなたはこれを大臣に伝えて、大臣が政府としてこれを秘密であるから出し得ないといふことが公式にならなければ、たとえば証人としてあなたをあらためて呼んで聞く場合でも、行政の秘密であることについては、あなたを監督している権限者がそれはいかぬと言へばそれはなし得ないといふことになつて来る。あなた自身でそれは御勘弁願ひたいといふのは私はどうもおかしいと思つてゐる。この扱ひは、そのために政務次官もおるがどうですか。

○委員(河野謙三君) 今回の効率表と標準率表の提出につきましては次回までによく政務次官、大臣と御相談の上御回答をいただくということが一番適當と思つておりますから、さうするにはからさしていただきます。

○政府委員(北島武雄君) 従来から伝統的に税務部内におきましては標準率表、効率表といふものは機密扱いといふことになつておりました。これが国税庁長官の通達にありましたかどうかはたまたまつまびらかではございませぬが、少くとも国税局長の委任事項といつたしまして、国税局長はこれは秘にすべきであるといふ従来からの税務部内の伝統に従ひまして現に一連番号を付して職員に配付しておられるわけでございます。

○委員(河野謙三君) そうすると、地方の国税局長の委任された事務の範囲内においての秘密扱いと、こういふことですか。

○政府委員(北島武雄君) この所得標準率表、効率表は各国税局でそれぞれ管内の事情において作成をいたしておるものでございまして、全国一本のものではないわけでございます。そこで各国税局におきまして管内の事情に応じてその年の効率表、所得標準率表を作成いたしました。おのおのそれを秘蔵として取り扱つておられるわけでございます。

○委員(河野謙三君) そうしますと、理屈の上からいいますと、国税局

が……、私はははははらうとです。

○政府委員(北島武雄君) 従来から伝統的に税務部内におきましては標準率表、効率表といふものは機密扱いといふことになつておりました。これが国税庁長官の通達にありましたかどうかはたまたまつまびらかではございませぬが、少くとも国税局長の委任事項といつたしまして、国税局長はこれは秘にすべきであるといふ従来からの税務部内の伝統に従ひまして現に一連番号を付して職員に配付しておられるわけでございます。

○委員(河野謙三君) そうしますと、理屈の上からいいますと、国税局

の局長の委任事項の範囲だ、そりです
ね、この秘密扱いは、そりだとす
ると、これは一律にみんな秘密扱いに
しておるでありまして、ある閣議
局長の判断によつては、ある閣議
局長はこれは公開文書として差しつか
ないんだという扱ひも、これは別に違
反じゃないわけですね、理屈の上から
いけば、そりじゃないですか。

○政府委員(北島武雄君) 各閣議局長
におきましてそりというものを一般に公
開するといふことは考えられない状況
でございまして、従来からこれは各局
ともそれぞれ秘密扱いになっておりま
す。

○委員長(河野謙三君) 考へるとか考
えぬじやなしに、閣議局長の委任の事
務の範囲内でしょう。そりだとすれ
ば、その局長の判断によつて、これは
秘密であるとか公開であるといふこと
はきめられるわけですか、理屈の上か
らいけば、私は実情を聞いておるん
じやないんです。実情は伝統によつて
秘密といふことですから、これは
刑事問題と関連して、これに
よつて処罰を受ける受けないの問題な
んですから、そりすると、大阪では秘
密事項にしたためにこれは処罰を受け
た、東京ではこれは局長の判断によつ
て公開事務として差しつかえないとい
うことになって、これは処罰を受けな
かつた、こりいうことだと、これは
非常に大きな問題になってくると思
う。私は最後につけ加えますが、そり
いう刑事問題との関連まで起る問題で
すから、大臣の決裁において取り扱
べき秘密事項といふことならわけるけ
れども、これが地方の局長の委任事項
の範囲内において秘密か秘密でないか

といふことをきめるのは少しおかし
じやないか、こりいうふうに思ひの
すよ。

○政府委員(北島武雄君) 実は私が正
確にただいま記憶しておられませんので、
確かなことをお答え申し上げかねまし
たが、この所得標準率表を公開すべ
からずといふことは、従来局長会議の席
上においても繰り返し繰り返し申して
おることでありまして、おそらくこの
文書を探れば、昔から通牒は出てい
ると思ひます。少くとも口頭では局長
会議の席では常に閣議局長官から注
意いたしております。

○委員長(河野謙三君) 私は先ほどの
文書提出の問題は次回までに御協議願
いたしと同時に、今私がお尋ねした
ことにつきまして私見をつけ加えれ
ば、この秘密事項の扱いにつきまし
ても、少くとも大臣の意思によつて決
定するといふことではない限りは、私
はこの問題はいかに伝統であつても
今後の扱いとしては不適當だと思ひ
ます。その点につきまして、今後も相
変らず従来の伝統といふことで地方
局長の委任事項として扱はれるか、
それとも今後におきましてはもう少し
つけ加へて、大臣の決裁として是非
をきめる協議事項にするかといふ
ことも一つ御相談の上御回答願
ひたいと思ひます。

○政府委員(白井勇君) ただいま委員
長からお話がありました資料提出の問
題はよく内部で相談いたしたいと思
ひます。またつけ加えられたい扱ひ
の問題につきましても、内部で検討
いたした上でお答え申し上げます。
○平林剛君 今政務次官がそり言
うたから私は黙つたが、さつき委員
長の御

発言に対してうなづいたのでは議事録
に載らぬから、あなたがそり言つたか
ら次回までに私は提出を要求する。ま
たこれは秘密にすべきものではないと
いう見解を私は持っている。今後の徴
税行政は国民にとって重大な関心のあ
ることですから、民主的に……秘密行
政になるというふうなことで、大体税務
署が鬼よりこわいようなふうになら
ざるようになつてはいいかぬですよ。も
つと国民に明らかに公平な原則で課税を
させているという印象を持たせなければ
だめだ。それを一人に三百件も四百
件も持たして結局ものさしでやるのな
れば、これはもう税務署がこわくてし
やうがないし、そして国民は泣く子と
地頭で勝つぬといふことで、税務署の
御説ももつともでは困るといふこと
になる。この点の結論は大臣と相談す
るとも私らの意向は十分伝えてお
きたい。これは要望しておきます。

○委員長(河野謙三君) 本日はこの程
度にとどめ、残余の質疑は次回に譲
ります。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時十六分散会

二月十五日予備審査のため、本委員会
に左の案件を付託された。

一、租税特別措置法の一部を改正す
る法律案

租税特別措置法の一部を改正する
法律案

租税特別措置法の一部を改正す
る法律案

目次中「第四款 其他の特例(第
四十条、第四十一条)」を「第五節 貯
蓄控除(第四十一条の二、第四十一
条の六)」に改める。

第十二条第一項中「その用に供し
ている期間」の下に「(以下この項に
おいて「使用期間」といふ。を加へ、
「当該機械設備等」を取得し、又は製
作するために要した金額の百分の九
十に相当する金額を当該各年のうち
の当該期間の月数に乗じてこれを三
十六で除して計算した金額とする。』
を「当該各年の次の各号に掲げる期
間の区分に応じ、当該各号に掲げる
金額(その年が第一号及び第二号に
掲げる期間を含むものであるときは
は、これらの号に掲げる金額の合計
額)とする。」に改め、同項に第一号
及び第二号として次のように加へ
る。

一 その用に供した日から同日以
後一年を経過した日の前日まで
の期間 当該機械設備等の取得
価額の百分の五十に相当する金
額に当該各年の当該期間のうちの
使用期間の月数に乗じてこれ
を十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過し
た日から同日以後二年を経過し
た日の前日までの期間 当該機
械設備等の取得価額の百分の四
十に相当する金額に当該各年の
当該期間のうちの使用期間の月
数に乗じてこれを二十四で除し
て計算した金額

第十二条第三項を第四項とし、
第二項の次に次の一項を加へる。

3 第一項の規定による機械設備等
の減価償却費の額の累積額が当該
機械設備等の取得価額の百分の九
十に相当する金額をこえる場合に
は、同項の規定にかかわらず、そ
のこえる金額は、各年分の事業所
得の計算上、必要な経費に算入し
ない。

第十二条の次に次の一条を加へ
る。
(新技術企業化用機械設備等の特
別償却)

第十二条の二 青色申告書を提出す
る個人が、昭和三十三年四月一日
から昭和三十八年三月三十一日ま
での間に、企業合理化促進法第五
条第一項の規定による承認を受け
た場合において、当該承認を受け
た機械設備等とその製作後事業の
用に供されたことのないものを取
得し、又は当該機械設備等を製作
して、これにつき同条第二項に規定
する証明を受けたときは、当該承
認に係る新技術の企業化の用に供
した日の属する年における当該個
人の事業所得の計算上、当該証明
を受けた機械設備等の減価償却
費として必要な経費に算入する金
額は、所得税法第十条第二項の規
定にかかわらず、当該機械設備等
の取得価額の二分の一に相当する
金額以下の金額で当該個人が必要
な経費として計算した金額とす
る。ただし、当該機械設備等の減
価償却費として同項の規定により
必要な経費に算入される金額を下
ることはできない。

2 第十一條第二項の規定は、前項
の規定の適用を受ける機械設備等

の減価償却費の額を計算する場合
について準用する。

3 第十条第一項の規定は、第一項
の規定の適用を受ける機械設備等
については適用しない。

4 第十条第二項の規定は、第一項
又は第二項の規定を適用する場合
について準用する。

第十三条第一項中「昭和三十三年
十二月三十一日」を「昭和三十七年三
月三十一日」に改める。

第十七条第一項中「昭和三十三年
十二月三十一日」を「昭和三十四年十
二月三十一日」に改める。

第十八条を次のように改める。

第十八条 削除

第二十条第一項中「昭和三十三年」
を「昭和三十四年」に改め、同条第四
項中「昭和三十四年十二月三十一日」
を「昭和三十六年十二月三十一日」に
改める。

第二十一条第一項各号列記以外の
部分中「第二号及び第三号」を「第二
号、第三号及び第十一号」に改め、
同項第八号中「メリヤス加工」の下に
「縫製加工」を加え、同項第十一号
中「第七条第五項に規定する対外支
払手段をいう。以下この条において
同じ。」を削り、「前号」を「前二号」に
改め、同号を同項第十二号とし、同
項第十号の次に次の一号を加える。

十一 対外支払手段（第七条第五
項に規定する対外支払手段をい
う。以下この条において同じ。）
を対価として行い三箇年の運送
（海上運送法（昭和二十四年法律
第九十八号）第十九条の四第
一項に規定する本邦以外の地域
の各港間の運送をい、前号に

掲げる運送を除く。以下この条
において同じ。）

第二十一条第二項第三号中「メリ
ヤス加工」の下に「縫製加工」を加
え、同条第三項中「第十号又は第
十一号」を「第十号から第十二号
まで」に改め、「輸出貨物の運送であ
つたこと」の下に「当該取引が対外
支払手段を対価として行い三箇年の
運送であつたこと」を加える。

第二十一条の二第一項各号中「同
項第二号及び第三号」を「同項第二
号、第三号及び第十一号」に改め
る。

第二十三条第一項第四号中「メリ
ヤス加工」の下に「縫製加工」を加
える。

第二十四条の見出しを「開墾地等
の農業所得の免税」に改め、同条第
一項中「昭和三十三年十二月三十一
日」を「昭和三十六年三月三十一日」
に、「昭和三十三年十二月三十一日
まで」を「当該開墾、埋立若しくは干
拓により耕作の用に供することがで
きることとなつた日の属する年又は
その翌年中」に改め、「又は採掘（塩
専売法（昭和二十四年法律第九十二
号）第一条第一項又は第二項に規定
する塩又はかん水の採取をいう。以
下この項において同じ。）及び」又は
採掘を削る。

第二十五条中「個人が、」の下に
「昭和三十六年三月三十一日までに」
を加え、「昭和三十三年十二月三十
一日まで」を「当該土地改良事業によ
り改良された土地として利用するこ
とができることとなつた日の属する
年又はその翌年中」に改める。
第二章第四節の次に次の一節を加
える。

第五節 貯蓄控除

（用語の意義）

第四十一条の二 この節において「長
期貯蓄契約」とは、預金、郵便貯
金、定期積金若しくは合同運用信
託（貸付信託を除く。以下この項
において「預貯金等」と総称する。）
に関する政令で定める金融機関と
の契約（勤務先に対する預け金に
係る契約その他これに準ずるもの
を除く）、公債、社債、貸付信託
若しくは証券投資信託の受益証券
若しくは株式（以下この条におい
て「証券」という。）の購入に
関する政令で定める証券業者（社債のう
ち特別の法令により金融機関が発
行する債券については、当該金融
機関を含み、貸付信託の受益証券
については、当該受益証券を発行
する信託会社又は信託業務を営む
銀行とする。）との契約又は生命保
険（郵便年金を含む。以下この条
において同じ。）に関する契約で、
それぞれ次に掲げる要件に該当す
るものをいう。

一 当該契約により預貯金等を
し、証券を購入し、又は生命保
険料（郵便年金の掛金を含む。
以下この条において同じ。）の払
込をする者（以下この節におい
て「契約者」という。）がその名義
により締結したものであり、か
つ、生命保険に関する契約にあ
つては、その契約者又はこれと
生計を一にする配偶者その他の
親族を被保険人又は年金の受取人
とするものであること。

二 当該契約の履行のため、毎月
引き続き、政令で定める一定額

の金銭の預入、積立、支払又は
払込（以下この節において「預
入等」という。）をするもので、
その最初の預入等の日を含む月
から最後の預入等の日を含む月
までの期間（以下この項におい
て「積立期間」という。）が六月以
上であること。ただし、次に掲げ
る契約については、政令で定める
特別の要件によることができる
ものとし、生命保険料の払込期間
が五年をこえる生命保険に
関する契約については、毎年一回以
上生命保険料の払込をするもの
であることをもつて足りる。

イ 一定の勤務先その他の契約
先から引き続き勤務その他の
役務の対価として給与その他
の報酬の支払を受ける者が、当
該給与その他の報酬の支払日
に、その支払を受ける場所にお
いて又は当該勤務先その他の
契約先を通じて当該給与その
他の報酬の金額のうちから預入
等をする旨を内容とする契約
ロ イに掲げる契約のほか、そ
の者がその所得に係る収入金
額の支払を受けた場合に、当
該収入金額のうちから預入等
をすることが確実であると認
められる場合のうち政令で定
める場合における契約
ハ その他本文に定める要件に
よることが困難な特別の事情
がある場合のうち政令で定め
る場合における契約
三 当該契約の履行のため最初に
預入等をした日から、積立期間
の二分の一に相当する期間を経
過する日（前号ただし書の規定

に該当する場合には、政令で定
める日）の翌日以後二年を経過す
る日（積立期間が四年をこえる契
約については、その初日以後四
年を経過する日）の前日までの
期間（以下この項において「貯蓄
期間」という。）内に、預貯金等の
期間（郵便貯金に関する契約にあ
つては、すえ置きを約定した期
間）、証券（株式を除く。以下この
号において同じ。）の償還期限ま
での期間又は生命保険の保険期
間（郵便年金に関する契約にあつ
ては、年金の支払が開始する日
の前日までの期間）が満了しな
いものであること。ただし、貸
付信託の受益証券その他政令で
定める証券の購入に関する契約
にあつては、購入するすべての
当該証券について、その購入の
日から償還期限までの期間が二
年のものであることをもつて足
りる。

四 当該契約に係る証書におい
て、契約者が貯蓄期間（前号た
だし書の規定に該当する場合に
は、それぞれの証券について、
その購入の日から償還期限まで
の期間とする。以下この項にお
いて同じ。）内に、当該契約（こ
れに基いてする預貯金等に係る
契約を含む。）を解除せず、並び
に当該契約に係る権利又は当該
契約に基き取得した証券を譲
渡せず、及び担保に供しない
旨の意思を表示しており、か
つ、証券の購入に関する契約に
あつては、当該契約に基き取
得する証券を貯蓄期間を通じて

政令で定めるところにより寄託し、又は登録する旨の特約があること。

五 公債若しくは社債について貯蓄期間中に抽せんによる繰上償還があつた場合又は当該契約若しくはその履行につき前各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合その他これに準ずる場合のうち政令で定める場合には、政令で定める条項を履行する旨の特約があること。

2 この節において「貯蓄」とは、契約者が長期貯蓄契約に基いてする金銭の預入等（前項第二号に掲げる要件に該当しない部分の預入等を除く）をいう。

3 この節において「貯蓄金額」とは、貯蓄をした金額をいう。ただし、次の各号に規定する貯蓄については、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 生命保険に関する契約に係る貯蓄（所得税法第十一条の七に規定する命令で定める保険料に係る貯蓄を除く）については、その年において当該貯蓄に係る生命保険料の金額（当該契約に係る契約者について他に同条の規定の適用を受ける生命保険料の金額があるときは、当該金額を加算した金額）が三万円をこえる場合に限り、貯蓄金額があるものとし、その額は、当該貯蓄に係る生命保険料の金額のうちそのこえる金額に相当する部分の金額とする。この場合において、その年中において当該生命

保険に関する契約に基く剰余金の分配を受け、又は当該契約に基き分配を受ける剰余金をもつて生命保険料の払込に充てたときは、当該生命保険料の金額から当該剰余金の額を控除した金額をもつて前段に規定する生命保険料の金額とする。

二 証券の購入に関する契約に係る貯蓄について、その購入又は第一項第四号に規定する寄託若しくは登録につき手数料の支払を要する場合には、当該手数料の金額は、貯蓄金額のうちに含まれないものとする。

（貯蓄控除）
第四十一条の三 居住者が昭和三十三年四月一日以後において長期貯蓄契約を締結し、当該契約に基いて同日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に貯蓄を行つて場合には、所得税法第十三条から第十五条までの規定により計算した昭和三十三年分又は昭和三十四年分の所得税額から、それぞれその年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額（その金額が六千円をこえるときは、六千円）を控除する。

2 前項の規定の適用については、確定申告書、所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書又は次条第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書（確定申告書の提出がない場合における当該申告書に限る。）を基とし、前項の規定により計算した金額をもつて、その者の確定した同項の規定による控除額とする。

（貯蓄控除の申告等）
第四十一条の四 確定申告書又は所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書を提出する居住者で、前条第一項の規定による控除額（以下この節において「貯蓄控除額」という。）の控除を受けようとするものは、政令で定めるところにより、当該申告書にその年中の貯蓄金額、貯蓄控除額その他必要な事項を記載し、かつ、当該申告書に第四十一条の六第二項の規定により交付された貯蓄金額の証明に関する書類を添付しなければならない。

2 所得税法の施行地において支払を受ける給与所得を有し、当該給与所得につき同法第四十条の規定の適用を受ける居住者で、貯蓄控除額の控除を受けようとするものは、政令で定めるところにより、その年中の貯蓄金額、貯蓄控除額その他必要な事項を記載した申告書（以下この条において「給与所得者の貯蓄控除申告書」という。）に第四十一条の六第二項の規定により交付された貯蓄金額の証明に関する書類を添付しなければならない。

2 所得税法の施行地において支払を受ける給与所得を有し、当該給与所得につき同法第四十条の規定の適用を受ける居住者で、貯蓄控除額の控除を受けようとするものは、政令で定めるところにより、その年中の貯蓄金額、貯蓄控除額その他必要な事項を記載した申告書（以下この条において「給与所得者の貯蓄控除申告書」という。）に第四十一条の六第二項の規定により交付された貯蓄金額の証明に関する書類を添付しなければならない。

2 前項の規定の適用については、確定申告書、所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書又は次条第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書（確定申告書の提出がない場合における当該申告書に限る。）を基とし、前項の規定により計算した金額をもつて、その者の確定した同項の規定による控除額とする。

3 所得税法第二十八条の規定は、第一項の場合における貯蓄控除額の控除について、同法第三十九条第六項の規定は、給与所得者の貯蓄控除申告書の提出について、それぞれ準用する。

4 第一項又は第二項の規定による

確定申告書若しくは所得税法第二十九条第一項から第三項までに規定する申告書又は給与所得者の貯蓄控除申告書の提出があつた場合においては、次の表の上欄に掲げる所得税法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替え、また、同法の他の規定を政令で定めるところにより当該読み替に準じて読み替えて、同法を適用するものとする。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第十五条の七	前五条	前五条及び租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第四十一条の三
第四十条第一項第二号	者であるかどうか及び租税特別措置法第四十一条の四第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書を提出した者であるかどうか	者であるかどうか及び租税特別措置法第四十一条の四第二項に規定する給与所得者の貯蓄控除申告書を提出した者であるかどうか
第四十四条第一項	及び第八号	及び第八号並びに租税特別措置法第四十一条の四第一項
第四十八条第一項	第十二号に規定する事項	第十二号に規定する事項、租税特別措置法第四十一条の四第一項に規定する事項

（貯蓄控除相当額の徴収）
第四十一条の五 契約者と長期貯蓄契約を締結した者（以下この節において「貯蓄取扱機関」という。）は、次条第二項の規定による貯蓄金額の証明に関する書類を交付した後、当該契約又はその履行につき第四十一条の二第一項各号に掲げる要件に該当しないこととなる事実が生じた場合には、政令で定めるところにより、当該契約者から当該契約に係る昭和三十三年及び昭和三十四年中の貯蓄金額の百分の三に相当する金額（その金額が各年につき六千円をこえるとき

は、それぞれ六千円。以下この項において同じ。）の所得税を徴収し、その徴収の日の属する月の翌月末日までに、これを国に納付しなければならない。ただし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約に係る貯蓄控除額が当該貯蓄金額の百分の三に相当する金額に満たないことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合においては、当該書類により証明される当該貯蓄控除額に相当する金額の所得税を徴収すべきものとし、当該契約者が、政令で定めるところにより、当該契約について

貯蓄控除額の控除を受けなかつたことを証明する書類を当該貯蓄取扱機関に提出した場合その他政令で定める場合には、その徴収を要しないものとする。

2 前項の規定により徴収して納付すべき所得税は、貯蓄取扱機関については、所得税法第五章の規定により徴収して納付すべき所得税とみなし、契約者については、貯蓄控除額の控除を受けた年分の同章の規定により徴収されるべき所得税とみなして、それぞれ同法第三章を除く。の規定を適用する。

3 貯蓄取扱機関は、第一項ただし書の規定により所得税を徴収した場合においては、政令で定めるところにより、その所轄税務署長に対し、当該所得税額その他必要な事項を通知しなければならない。

(貯蓄控除に係る実施規定等)
第四十一条の六 所得税法の施行地において第四十一条の二第一項第二号イに規定する給与その他の報酬の支払を受ける居住者が、同号イに掲げる契約に該当する長期貯蓄契約を締結しようとする場合において、その支払者の同意があつたときは、当該居住者、当該支払者及び当該貯蓄に係る貯蓄取扱機関の契約により、当該支払者は、その支払の際、その貯蓄金額に相当する金額を控除し、当該居住者に代つて当該貯蓄取扱機関に当該金額の預入等を行うことができるものとする。

該契約者がした貯蓄に係る貯蓄金額その他必要な事項を証明する書類を交付しなければならない。
3 前四条及び前二項に規定するものは、第四十一条の三の規定の適用に關し必要な事項は、政令で定める。

第四十四条第一項中「その用に供している期間」の下に(以下この項において「使用期間」という。)を加え、「当該機械設備等を取得し、又は製作するために要した金額の百分の九十に相当する金額に当該事業年度の月数のうちの当該期間の月数を乗じてこれを三十六で除して計算した金額とする。」を「当該事業年度の次の各号に掲げる期間の区分に応じ、当該各号に掲げる金額(当該事業年度が第一号及び第二号の期間を含むものであるときは、これらの号に掲げる金額の合計額)とする。」に改め、同項に第一号及び第二号として次のように加える。

一 その用に供した日から同日以後一年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得価額の百分の五十に相当する金額に当該事業年度の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額を十二で除して計算した金額

二 前号に規定する一年を経過した日から同日以後二年を経過した日の前日までの期間 当該機械設備等の取得価額の百分の四十に相当する金額に当該事業年度の当該期間のうちの使用期間の月数を乗じてこれを二十四で除して計算した金額
第四十四条第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定による機械設備等の償却額の累積額が当該機械設備等の取得価額の百分の九十に相当する金額をこえる場合には、同項の規定にかかわらず、そのこえる金額は、各事業年度の所得の計算上、損金に算入しない。

第四十四条の次に次の一条を加える。
(新技術企業化用機械設備等の特別償却)
第四十四条の二 青色申告書を提出する法人が、昭和三十三年四月一日から昭和三十三年三月三十一日までの間に、企業合理化促進法第五十一条の規定による承認を受けた場合において、当該承認を受けた機械設備等とその製作後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は当該機械設備等を製作して、これにつき同条第二項に規定する証明を受けたときは、当該承認に係る新技術の企業化の用に供した日を含む事業年度の法人税法及び同法に基く命令の規定により計算される当該証明を受けた機械設備等の償却額は、これらの規定にかかわらず、当該機械設備等の取得価額の二分の一に相当する金額とする。

2 第四十二条第一項の規定は、前項の規定の適用を受ける機械設備等については適用しない。
3 第四十二条第三項の規定は、第一項の規定を適用する場合について準用する。

第四十五条第一項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十六年八月一日」に改める。

第四十六条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。
第五十一条第一項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十五年一月一日」に改める。
第五十二条を次のように改める。

第五十二条 削除
第五十四条第一項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十五年一月一日」に改め、同条第四項中「昭和三十三年八月一日」を「昭和三十七年一月一日」に改める。
第五十五条第一項各号列記以外の部分中「第一号及び第三号」を「第二号、第三号及び第十一号」に改め、同項第八号中「メリヤス加工」の下に「縫製加工」を加え、同項第十一号中「第七号第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。」を削り、「前号」を「前二号」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第十号の次に次の一号を加える。

十一 対外支払手段(第七条第五項に規定する対外支払手段をいう。以下この条において同じ。)を対価として行つた三國間の運送(海上運送法第十九条の四第一項に規定する本邦以外の地域の各港間の運送を除く。以下この条において同じ。)

第五十五条第三項第三号中「メリヤス加工」の下に「縫製加工」を加え、同条第四項中「第十号又は第十一号」を「又は第十号から第十二号までに改め、輸出貨物の運送であつたこと」の下に「当該取引が対

外支払手段を対価として行つた三國間の運送であつたこと」を加える。
第五十五条の二第一項各号中「同項第二号及び第三号」を「同項第二号、第三号及び第十一号」に改める。
第五十七条第一項第四号中「メリヤス加工」の下に「縫製加工」を加える。

第七十二条第一項中「昭和三十三年十二月三十一日」を「昭和三十七年三月三十一日」に改める。
第七十三条から第七十五条まで中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十三年三月三十一日」に改める。

第七十七条第二号中「塩専売法」の下に「昭和二十四年法律第百十二号」を加える。
第七十九条第一項中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十六年三月三十一日」に改める。
第九十一条の見出しを「(預金通帳等の印紙税の非課税)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 昭和三十三年四月一日から昭和三十四年十二月三十一日までの間に発せられる預金証書その他政令で定める範囲の書類で第四十一条の二第一項に規定する長期貯蓄契約に關するものには、印紙税は、課さない。
第九十二条中「昭和三十三年三月三十一日」を「昭和三十四年三月三十一日」に改める。
附則
1 この法律は、昭和三十三年四月一日から施行する。
2 改正後の租税特別措置法(以下「新法」という。)第十二条及び第四

十四条の規定は、この法律の施行後に企業合理化促進法（昭和二十七年法律第五号）第四条第一項の規定による承認を受けるための申請を行い、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算について適用し、この法律の施行前に当該承認を受けるための申請を行い、当該承認を受けた個人又は法人の機械設備等の減価償却費の額又は償却範囲額の計算については、なお従前の例による。

3 個人又は法人が昭和三十三年三月三十一日までに改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十八条又は第五十二条に規定する重油ボイラーを当該重油ボイラー以外のボイラーに改造した場合における必要な経費又は損金に算入する金額の計算については、なお従前の例による。

4 新法第二十一条、第二十一条の二、第二十三条、第五十五条、第五十五条の二及び第五十七条の規定は、昭和三十三年四月一日以後に行われる取引について適用し、同日前に行われた取引については、なお従前の例による。

5 個人若しくは法人が、昭和三十三年中若しくは同年四月一日前に開始し、同日を含む事業年度（以下この項において「改正初年度」という。）において、新法第二十一条第一項各号若しくは第五十五条第一項各号に掲げる取引をした場合において、これらの取引のうち新法第二十一条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する者が改正初年度において、新法第二十一条第一項第四号若しくは第五号若しくは第五十五条第一項第四号若しくは第五号に掲げる取引をした場合において、

これは第五十五条第一項第八号に規定する縫製加工があるとき、又は新法第二十一条第一項第八号若しくは第五十五条第一項第八号に規定する者が改正初年度において、新法第二十一条第一項第四号若しくは第五号若しくは第五十五条第一項第四号若しくは第五号に掲げる取引をした場合において、

これらの取引に係る物品についての縫製加工で他の者に委託してされたものがあるときは、それぞれ、次の表（表（一））の上欄に掲げる新法の規定の適用については、これらの規定中これらの表の中欄に掲げる字句は、それぞれこれらの表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十一条の二 第一項	基準輸出金額に当該個人がその年中において事業を営んでいた期間に係る指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額にその年中において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額にその年の四月一日から十二月三十一日までの間において事業を営んでいた期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額
第五十五条の二 第一項	基準輸出金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額	基準輸出金額から同項第八号に規定する縫製加工に係る部分の金額を控除した金額に当該事業年度の指定期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額と基準輸出金額のうち当該縫製加工に係る部分の金額に昭和三十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを十二で除して計算した金額との合計額

表（一）

条 項	読み替えられる規定	読み替える規定
第二十一条の二 第二項	（前条第二項各号に規定する取引については、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）	（前条第二項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工に係るもの以外のものについては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額によるものとし、同項第三号に規定する取引で縫製加工に係るものについては、当該取引による収入金額で縫製加工に係るものから、当該縫製加工の委託によりその受託者に支払う金額に相当する金額に九を乗じて十二で除して計算した金額を控除した金額によるものとする。）

（前条第三項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工に係るもの以外のものについては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額）

（前条第三項各号に規定する取引で同項第三号の縫製加工に係るもの以外のものについては、同項各号に掲げる金額により計算した収入金額によるものとし、同項第三号に規定する取引で縫製加工に係るものについては、当該取引による収入金額で縫製加工に係るものから、当該縫製加工の委託によりその受託者に支払う金額に相当する金額に昭和三十三年四月一日から当該事業年度終了の日までの期間の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額を控除した金額によるものとする。）

6 新法第二十四条の規定は、個人が昭和三十三年一月一日以後に土地を開墾し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓して、その土地を当該個人（その相続人を含む）の耕作の用に供した場合における

その者の所得税について適用し、昭和三十三年十二月三十一日まで個人が土地を開墾し、又は水面を埋め立て、若しくは干拓して、その土地を昭和三十三年十二月三十一日までに当該個人（その相続人を含む。）の耕作又は採塩の用に供した場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

7 新法第二十五条の規定は、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む。）が昭和三十四年一月一日以後に水稻の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税について適用し、個人が土地改良事業を施行し、その土地につき当該個人（その相続人を含む。）が同日前に水稻の後作として麦又は菜種の植付をした場合におけるその者の所得税については、なお従前の例による。

昭和三十三年二月二十一日印刷

昭和三十三年二月二十二日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局